## 点検報告の義務のある防火対象物・報告期間

根拠法令:消防法施行規則第31条の6第3項

			点検結果報告	の期間
防火対象物(消防法施工令別表第1)			消防用設備等	特殊消防用 設備等
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場		
	П	公会堂又は集会場		
	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これ らに類するもの		
	口	遊技場又はダンスホール		
(2)	<i>^</i>	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する 法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項 に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(ニ 並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9) 項イに掲げる防火対象物の用途に供されている ものを除く。)その他これに類するものとして総 務省令で定めるもの	1年に1回	設備等設置維持計画に定める点検の結果について必
	1,1	カラオケボックスその他遊興のための設備又は 物品を個室(これに類する施設を含む。)におい て客に利用させる役務を提供する業務を営む店 舗で総務省令で定めるもの。		
(3)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの		
	П	飲食店		
(4)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む 店舗又は展示場		
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するも の		
	口	寄宿舎、下宿又は共同住宅	3年に1回	
(6)	イ ※ 2	• (1)次のいずれにも該当する病院(火 災発生時の延焼を抑制するための消火 活動を適切に実施することができる体 制を有するものとして総務省令で定め るものを除く。)	1年に1回	

- (i) 診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。
- (2)(i)において同じ。)を有すること。
- (ii) 医療法(昭和23年法律第205号) 第7条第2項第4号に規定する療養病 床又は同項第5号に規定する一般病床 を有すること。
- (2)次のいずれにも該当する診療所(i)設療科名中に特定診療科名を有す

ること

- (ii) 4人以上の患者を入院させるため
- (3)病院((1)に掲げるものを除く。)、 患者を入院させるための施設を有する 診療所((2)に掲げる物を除く。)又は 入所施設を有する助産所

の施設を有すること。

- (4)患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所
- (1) 老人短期入所施設、養護老人ホー ム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホー ム(介護保険法(平成9年法律第123号) 第7条第1項に規定する要介護状態区 分が避難が困難な状態を示すものとし て総務省令で定める区分に該当する者 (以下「避難が困難な要介護者」とい う。)を主として入居させるものに限 る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要 介護者を主として入居させるものに限 る。)、介護老人保健施設、老人福祉法(昭 和 38 年法律第 133 号) 第 5 条の 2 第 4 項に規定する老人短期入所事業を行う 施設、同条第5項に規定する小規模多機 能型居宅介護事業を行う施設(避難が困 難な要介護者を主として宿泊させるも

のに限る。)、同条第6項に規定する認知 症対応型老人共同生活援助事業を行う 施設その他これらに類するものとして 総務省令で定めるもの

- (2)救護施設
- (3) 乳児院
- (4) 障害児入所施設
- ・ (5)障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に設当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。)を主として入所させるものに限る。)又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。)
- (1) 老人デイサービスセンター、軽費 老人ホーム(ロ(1) に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1) に掲げるものを除く。)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
- (2)更生施設
- (3)助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支

*,*`

		援施設、児童家庭支援センター、児童福	
		祉法(昭和22年法律第164号)第6条	
		の3第7項に規定する一時預かり事業	
		又は同条第9項に規定する家庭的保育	
		事業を行う施設その他これらに類する	
		ものとして総務省令で定めるもの	
		<ul><li>(4)児童発達支援センター、情緒障害</li></ul>	
		児短期治療施設又は児童福祉法第6条	
		の2の2第2項に規定する児童発達支	
		援若しくは同条第4項に規定する放課	
		後等デイサービスを行う施設 (児童発達	
		支援センターを除く。)	
		• (5)身体障害者福祉センター、障害者	
		支援施設(ロ(5)に掲げるものを除	
		く。)、地域活動支援センター、福祉ホー	
		ム又は障害者の日常生活及び社会生活	
		を総合的に支援するための法律第5条	
		第7項に規定する生活介護、同条第8項	
		に規定する短期入所、同条第 12 項に規	
		定する自立訓練、同条第 13 項に規定す	
		る就労移行支援、同条第 14 項に規定す	
		る就労継続支援若しくは同条第 15 項に	
		規定する共同生活援助を行う施設 (短期	
		入所等施設を除く。)	
	Ξ	幼稚園又は特別支援学校	
		小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等	
(7)		専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これ	
		らに類するもの	3年に1回
(9)		図書館、博物館、美術館その他これらに類する	
(8)		<b>€</b> Ø	
	,	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他こ	1年に1回
(9)	イ	れらに類するもの	1年に1回
	П	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	
(10)		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	3年に1回
(10)		(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に	

		限る。)	
(11)		神社、寺院、教会その他これらに類するもの	
(12)	イ	工場又は作業場	
	П	映画スタジオ又はテレビスタジオ	
(13)	イ	自動車車庫又は駐車場	
	П	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	
(14)		倉庫	
(15)		前各項に該当しない事業場	
(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	1年に1回
	П	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途 防火対象物	3年に1回
(16の2)		地下街	
(16の3)		建築物の地階 ((16 の 2)項に掲げるものの各階を除く。) で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)	1年に1回
(17)		文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定 によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史 跡若しくは重要な文化財として指定され、又は 旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年 法律第43号)の規定によって重要美術品として 認定された建造物	3年に1回※
(18)		延長 50 メートル以上のアーケード	3年に1回

は特定防火対象物 ※2は、平成28年4月1日から施行